

# 治療と仕事の両立支援対策推進計画(5か年計画)

令和4年3月決定

事務局 茨城労働局労働基準部健康安全課

## 1 チーム名、計画の名称

(1)チームの名称 茨城県地域両立支援推進チーム

(2)構成員 別添名簿のとおり

## 2 これまでの取組と現状、課題

茨城県地域両立支援推進チーム(以下「推進チーム」という。)は、平成29年7月25日に第1回目の会議を開催しチームが発足した。それ以降、令和3年度に至るまで合計4回会議(書面会議含む)を開催し、この間、リーフレットを作成し各団体や事業場へ配布し周知を図ってきたところである。

そこで、本県の現状をみると、例えば「『がん』になっても、安心して在宅で療養し、できる限り普段どおりの生活を送るためには、行政や病院等はどのようなことに取り組む必要があると思いますか。」との問いに対して、「職場における理解や職場復帰に向けた支援」と回答した割合は全体で23.9%、18歳～39歳の男性では4割を超え、18～59歳の女性では3分の1を超えている(令和元年度県政世論調査)。このことから、がん患者等に対する「職場における理解や職場復帰に向けた支援」へのニーズも少なくないと考えられる。しかし、事業場や労働者には、そもそも治療と仕事の両立支援(以下「両立支援」という。)という言葉が十分浸透しておらず、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン(以下「ガイドライン」という。))も同様であり、認知は不十分な状況となっている。

このような状況は、推進チームが発足した当時と変化は見られず、推進チームとしては、今後、より一層積極的に両立支援の周知啓発活動に取り組む必要がある。

## 3 計画期間

令和4年度から令和8年度までの5か年とする。



但し、計画の途中において、取組の進捗状況等に応じ見直しを行うものとする。

#### 4 計画の目標

5か年間の目標は、次のとおりとする。

- (1) 県内に広く、両立支援に関する機運の醸成を図り、労働者の治療と仕事の両立支援の認知度を向上させる。
- (2) ガイドライン及び「企業・医療機関連携マニュアル」の県内企業へ浸透を図ることにより、両立支援を必要とする労働者の働きやすい環境整備を推進する。特に、中小企業に重点を置く。
- (3) 医療機関において両立支援に係る相談があった場合、各相談機関との連携が円滑に進むよう、連携スキームを確立し運用を図る。

#### 5 具体的な取組

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(通年) 好事例の収集(※1)				
				
(随時) 各種支援施策の周知 (※2)	<b>各構成員が開催する説明会やイベントの際に、リーフレットを配布する等により周知</b>			
				



## 好事例の収集(※1)

- 構成員から好事例の情報提供の方法を検討する。
- 労働局は、年2回(9月、2月)、構成員から好事例の事業場情報を収集するとともに、「いばらき健康経営推進事業所認定制度」を活用し、好事例を収集し、構成員と情報を共有する。また、労働局は、収集した好事例について、厚生労働省へ報告し「治療と仕事の両立支援ナビ※」へ掲載依頼を行う。

※「治療と仕事の両立支援ナビ」とは、事業者の方、支援を受け働く方や、医療機関・支援機関の方にとって役立つ情報の提供を目的に作られたポータルサイト。

## 各種支援施策の周知(※2)

- 労働局は、推進チーム構成員名簿を活用し、メーリングリストを作成し情報共有を図る。
- 各構成員は、所属部署で行う両立支援に関する支援施策について、他の構成員へメール等で情報提供し、各構成員は、情報提供された支援施策について関係機関に周知を依頼する。
- 労働基準監督署は、工業団地連絡協議会等の団体の事務局とメーリングリストを作成し、両立支援の施策情報について情報共有を図る。更に、当該団体を通じて傘下の事業場へ周知する。
- 各構成員は、年間を通じて説明会やイベント等の開催により周知を図る。

### (1) 茨城労働局(労働基準監督署を含む)関係の各種説明会等

- ① 労働災害防止団体会議
- ② 建設工事関係者連絡会議
- ③ 全国労働衛生週間準備打合せ会等
- ④ 茨城県産業安全衛生大会
- ⑤ 労働災害防止を目的とした研修会
- ⑥ 労働災害防止団体が主催する研修会や大会等

### (2) 茨城産業保健総合支援センター関係の各種説明会等

- ① 人事労務担当者向けセミナー(年2回開催)
- ② 両立支援コーディネーター事例検討会(年2回開催)

③ 産業保健スタッフ向けセミナー

その他、事業者団体等からの依頼による研修会等あらゆる機会を活用し、リーフレット等を配布して周知する。

**(3) その他、構成員が開催する会議等**

- 傘下会員等にメールを活用し、リーフレット等を配布し周知する。
- 広報誌を作成している場合は、両立支援に関する記事を掲載し周知する。
- 研修会等の会議において、リーフレット等を配布して周知する。
- 茨城県保健福祉部健康・地域ケア推進課では、これまで、がんに関する研修会や講演会を開催するほか、ホームページ上に「総合がん情報サイトいばらき」を設け、茨城県内のがんに関する様々な情報を提供しており、引き続き、両立支援に関する相談先の案内や、両立支援制度の概要説明と「治療と仕事の両立支援ポータルサイトナビ」へのリンクを貼るなど両立支援に関する情報を周知する。

**全国労働衛生週間準備打合せ会等における両立支援の説明（※3）**

- 労働局は、各労働基準協会単位で毎年9月に開催される「全国労働衛生週間準備打合せ会」等において両立支援の説明を行う。特に、各年度で重点的に実施する地域で行われる打合せ会では、構成員の協力を得て、両立支援をテーマとしたより詳細な説明を行う。

＜重点的に実施する年度及び地域＞

- ① 令和4年度 県北・県央地域（日立、水戸、太田）
- ② 令和5年度 県南地域（土浦、龍ヶ崎）
- ③ 令和6年度 県西地域（筑西、古河、常総）
- ④ 令和7年度 鹿行地域（鹿嶋）
- ⑤ 令和8年度 茨城県産業安全衛生大会

**リーフレット（「茨城県内の相談先一覧」）の更新等（※4）**

- 労働局が中心となり構成員へ働きかけを行い、以前、推進チームが作成した「茨城県内の相談先一覧」につい

てのリーフレットを随時更新し、関係機関へ配布し周知する。

#### アンケート調査の実施（※5）

- 全国労働衛生週間準備打合せ会等において、両立支援に関するアンケートを配布して回収し、両立支援制度の認知状況等を把握する。（令和4年度、同6年度、同8年度）

#### 当該年度に行った取組事項の実施結果の検証及び次年度の取組事項の検討（※6）

- 計画期間中の令和4年度、同6年度、同8年度の第4四半期に、当該年度に行った「5 具体的な取組」（※1～※5）の実施結果や実施回数、さらに可能であればそれらの実施により得られた効果について検証し、次年度の取組事項を検討する。

（例）・好事例の収集件数、内容、構成員との情報共有の実施状況、厚生労働省への掲載依頼件数

- ・メーリングリストの活用状況（情報共有の回数）
- ・茨城労働局（労働基準監督署を含む）による各種説明会やイベント等での周知状況
- ・両立支援に関するアンケートの実施結果の隔年推移
- ・茨城産業保健総合支援センターが主催する各種説明会等の実施状況及び得られた効果（両立支援の相談件数）
- ・他の構成員が開催する会議等における周知状況
- ・茨城県保健福祉部健康・地域ケア推進課における取組状況